

岩手県監査委員告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年7月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第2 監査の請求

1 請求人

盛岡市内丸6番15号 もりおか法律事務所内

開かれた行政を求めるといわたの会 代表 井上 博夫

2 措置請求書の提出日

平成22年5月11日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号。以下「条例」という。）第3条第1項は、特別職である岩手県教育委員会、岩手県選挙管理委員会、岩手県人事委員会、岩手県労働委員会、岩手県収用委員会、岩手海区漁業調整委員会及び岩手県内水面漁場管理委員会の各委員（以下「本件各委員」という。）の給与について、月額で報酬を支給すると定めているが、この規定は法第203条の2第2項の趣旨に違反し無効であるから、本件各委員に対して月額等報酬を支給することは、法第204条の2の規定に反し、違法である。

(2) 措置請求

知事に対し、本件各委員に対し、月額報酬を支払うことを止め、本件各委員の勤務日数に応じた報酬を支給するよう勧告することを求める。

(3) 事実を証する書面

ア 委員の勤務状況と報酬・手当の支払状況

イ 大阪高等裁判所平成22年4月27日判決

4 請求の要件審査

本件請求については、法第242条に規定する要件を備えているものと認め、これを受理し、監査を実施した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

県が本件各委員に対し、月額で報酬を支出することが法第242条第1項に規定する「違法な公金の支出」に当たるかどうかについて監査対象事項とした。

2 監査対象部局等

条例を所管する総務部並びに本件各委員の所属する教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会を監査対象とした。

3 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定による新たな証拠の提出及び陳述の機会については、請求人からこれを行わない旨の意思表示があったため、実施しなかった。

4 監査対象箇所の調査

本件請求に関して、監査対象箇所として、総務部人事課、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会を選定し、職員による調査を実施するとともに、総務部人事課、教育委員会及び海区漁業調整委員会については、監査委員による調査を実施した。

第4 請求人の主張

請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第3条第1項及び条例別表第1は、委員会の委員の報酬について、月額により支給すると規定しているが、これらの規定は、以下に述べるとおり、法第203条の2第2項に違反し無効である。

同条第1項は、「普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。」と規定し、同条第2項は、「前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定する。

同項本文は、非常勤の職員に対する報酬は、生活給としての性格を有さず、純然たる勤務に対する反対給付としての性格のみを有するから、勤務量、具体的には勤務日数に応じてこれを支給すべきと規定したものである。

また、同項ただし書は、その制定経緯等からすれば、勤務の実態がほとんど常勤の職員と異ならず、常勤の職員と同様に月額又は年額をもって支給することが合理的である場合や、勤務量の実態を把握することが困難であり、月額等による以外に支給方法がない場合等の特別な場合について、条例の特別な定めにより、月額又は年額による報酬の支給を可能にしたものである。

- 2 本件各委員の勤務実態と報酬額

(1) 教育委員会の委員

ア 教育委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

(ア) 定例会への出席

委員会は、月1回程度開催される。

(イ) 各種の行事、会合、研修会、協議会等への出席

イ 平成20年度の報酬額について

年間支給額は、1人当たり、最低974,700円、最高2,154,600円であり、支給総額は、10,199,628円である。

勤務日数は、最低9日、最高48日で、1日当たりの報酬額は、最低44,888円、最高108,300円である。

(2) 選挙管理委員会の委員

ア 選挙管理委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

(ア) 委員会への出席

委員会は、月1回開催される。1回の所要時間は、1時間30分程度である。

(イ) 選挙関係の用務への出席

(ウ) 各種団体の総会等への出席

(エ) 県議会への出席

イ 平成20年度の報酬額について

年間支給額は、1人当たり、最低790,590円、最高2,154,600円であり、支給総額は、8,002,800円である。

勤務日数は、最低6日、最高16日で、1日当たりの報酬額は、最低98,824円、最高134,663円である。

(3) 人事委員会の委員

ア 人事委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

(ア) 委員会への出席

委員会は、月1回から2回の定例会と、月0回から2回の臨時会が開催される。

(イ) 各種の会合、協議会、研修会等への出席

(ウ) 不服申立事件審理

口頭審理は、1つの事件につき、1か月に1回程度行われる。近年では、非常に件数が少なく、1年に1件から2件程度である。

(エ) 職員採用面接

イ 平成20年度の報酬額について

年間支給額は、1人当たり、最低1,949,400円、最高2,154,600円であり、支給総額は、6,053,400円である。

勤務日数は、最低34日、最高45日で、1日当たりの報酬額は、最低47,880円、最高57,335円である。

(4) 労働委員会の委員

ア 労働委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

(ア) 総会（定例会及び臨時会）への出席

総会は、月1回から2回開催される。1回の所要時間は、30分程度である。

(イ) 不当労働行為の審査

公益委員が担当する。1回当たりの所要時間は、おおむね1時間程度である。

(ウ) 労働組合の資格審査

公益委員が担当する。

(エ) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁

別途、報酬が支給される。近年はその申立件数は非常に少ない。

(オ) 各種協議会、研究会、研修会等への出席

(カ) 労働相談会

イ 平成20年度の報酬額について

年間支給額は、1人当たり、最低946,200円、最高2,154,600円であり、支給総額は、27,029,400円である。

勤務日数は、最低7日、最高29日で、1日当たりの報酬額は、最低72,785円、最高156,491円である。

(5) 収用委員会の委員

ア 収用委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

(ア) 委員会への出席

委員会は、月1回から2回開催される。1回の所要時間は、2時間から3時間程度である。

(イ) 裁決申請事件の処理

平成20年度は1件もなかった。

(ウ) 協議会、研究会、研修会等への出席

イ 平成20年度の報酬額について

年間支給額は、1人当たり、最低1,333,800円、最高1,487,700円であり、支給総額は、9,490,500円である。

勤務日数は、最低11日、最高14日で、1日当たりの報酬額は、最低95,271円、最高121,255円である。

(6) 内水面漁場管理委員会の委員

内水面漁場管理委員会は、法及び漁業法（昭和24年法律第267号）に基づいて設置された機関であり、漁業と遊漁の調整や、水産資源の保護増殖を通じた漁場生産力の向上を目的として、主に河川や湖沼における水産動植物の採捕や増殖に関する事項を処理している。

ア 内水面漁場管理委員会の主な職務は、次のとおりである。

(ア) 委員会への出席

委員会は年3回から4回開催され、所要時間は、おおむね1時間程度である。

(イ) 協議会及び勉強会への出席

イ 平成20年度の報酬額について

年間支給額は、1人当たり、最低95,000円、最高317,729円であり、支給総額は、2,597,729円である。

勤務日数は、最低1日、最高7日で、1日当たりの報酬額は、最低31,667円、最高190,000円である。

(7) 海区漁業調整委員会の委員

海区漁業調整委員会は、法及び漁業法に基づき設置された合議制の漁業調整機構で、水面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させ、併せて漁業の民主化を図ることを目的に設置されている。

ア 海区漁業調整委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

(ア) 委員会への出席

委員会は、年6回から7回開催される。

(イ) 協議会等への出席

(ウ) 公聴会への出席

イ 平成20年度の報酬額について

年間支給額は、1人当たり、最低180,653円、最高600,522円であり、支給総額は、7,450,167円である。

勤務日数は、最低0日、最高12日で、1日当たりの報酬額は、最低50,044円、最高180,653円である（ただし、勤務日数0日の者については、算定不能のため除く。）。

3 以上の本件各委員の勤務実態は、勤務量が常勤職員に比肩しうるあるいはこれに準じるものでもなければ、勤務量を把握することが困難なものでもなく、委員によっては、毎月の勤務日数が0日であっても報酬を受けているものもある。法第203条の2第2項が、このような勤務実態を有する本件各委員らに対し、勤務日数によらないで報酬を支給することを許しているものとは到底解されない。

したがって、本件各委員の給与を月額報酬と定める条例第3条第1項及び条例別表第1は、本件各委員の勤務実態を前提とする限り、法第203条の2第2項の趣旨に違反するものとして、無効であるから、本件各委員に対して月額等報酬を支給することは、法第204条の2の規定に反し、違法である。

4 よって、監査委員は、知事に対し、本件各委員に対し、月額報酬を支払うことを止め、本件各委員の勤務日数に応じた報酬を支給するよう勧告されたい。

第5 監査対象機関の主張

監査対象機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 要旨

(1) 現在の地方自治制度においては、執行権限が1の機関に集中して行政の公正さが損なわれることを防ぐため、また、政治的中立性を確保する観点から、一定の範囲内の権限について独立した地位を持ち、複数の委員によって構成される合議制のいわゆる行政委員会を設けることとされている。

今回の請求の対象となった執行機関である行政委員会は、学校等教育機関の管理や教育職員の身分取扱に関する事務(教育委員会)、選挙事務の管理(選挙管理委員会)、人事行政の運営に関する勧告(人事委員会)、不当労働行為事件の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁(労働委員会)、土地の収用又は使用の裁決(収用委員会)、漁業調整のための必要な指示(海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会)等、それぞれ独立した重要な職務権限を有し、及び重大な職責を担っており、委員には高度の専門性や識見が必要とされ、委員会で適切な意見を述べる際や、委員会での協議の際に適切な判断を行うため、委員として必要な技術的、専門的知識の修得及び維持にも努める必要があることから、委員会等への出席日数のみをもって勤務量を測ることは適当ではないと考えられる。

また、行政委員会の委員は、定例あるいは臨時の委員会に出席するほか、委員会資料の事前検討や情報収集、専門的知識の修得、各種会議への参加等の活動を行っている。

さらに、執行機関としての常置性から委員としていつでも意見を求められる状況にあることや、行政委員会の委員であ

ることに伴う社会的責任も負っており、その職責は重大である。この点からも、知事等の附属機関である審議会委員とは、職責においておのずと異なるものとする。

本県においても、行政委員会の委員は、委員会に出席するほか、委員会資料の事前検討や情報収集、専門的知識の修得、各種会議への参加等、委員会出席以外の職務や、委員としての職責の重さが認められる。

(2) 法第203条の2第2項ただし書は、昭和31年の「地方自治法の一部を改正する法律案」の審議過程において、修正案が提出された際に挿入されたものである。

この時の審議過程をみると、同項ただし書による例外規定は、非常勤職員のうち、各行政委員会の委員を念頭に置き制定されたものであり、日額制以外の方法を採用することについては、「地方公共団体において、条例をもって勤務日数に応じて支給する方法と別の方法をもってこれらの報酬を支給する方法を定められた場合においては、その条例によるものである。」(昭和31年5月15日衆議院地方行政委員会 鈴木直人委員発言)との意図を持って制定されたことがわかる。

このことから、立法過程からしても、行政委員会委員報酬について月額制を採用することについては、基本的に地方公共団体がそれぞれ判断する裁量を与えられたものであると言える。

(3) また、報酬を勤務日数に応じて支給するか月額又は年額とするかどうかは、「原則として普通地方公共団体の議会の裁量に属するべき」(平成22年4月27日神戸地方裁判所判決)とされる事項であり、その職責等を考慮し月額として支給することは、判例においても「報酬を勤務日数に応じて支給するものとせず、その職務及び責任に対する対価として、常勤の職員と同様に月額ないし年額をもって支給するものとするは、不合理ということとはできない。」(平成18年7月7日大阪地方裁判所判決)とされている。この判決は大阪高等裁判所でも維持され(平成19年5月30日判決)、確定している。

(4) 他の都道府県の状況を見ても、平成22年4月1日現在で教育委員会及び人事委員会については43団体、選挙管理委員会については41団体、労働委員会については42団体、収用委員会については33団体、海区漁業調整委員会については(40団体中)28団体、内水面漁場管理委員会については27団体において、月額報酬制が採用されている。

(5) 以上のことから、委員の職務が委員会等への出席日数により単純に把握できるものではなく、これを基準に報酬額を決定することは相当ではないと言えることができるため、その職務及び職責とこれに伴う負担を考慮し、条例において、各行政委員会委員の報酬を勤務日数に応じた支払とせず、月額で定めているところである。

これらの状況を総合的に考慮すると、今回の請求の対象となった行政委員会委員の報酬を月額報酬制とする条例の規定は、法第203条の2第2項に違反するものではないと考える。

したがって、本件各委員に対して月額等報酬を支給することは、法第204条の2の規定に違反せず、適法である。

2 教育委員会

(1) 組織及び業務

ア 根拠規定等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第2条の規定により、教育事務を執行する機関として、地方公共団体の長から独立して自ら決定権をもつ教育委員会が設置されている。

定数は、地教行法第3条において5人と規定されているが、同条ただし書において、条例で定めるところにより6人以上の委員で組織することができることとされている。なお、本県においては、常勤の教育長を含む6人と規定されている。

任期は、地教行法第5条第1項の規定により4年となっている。

イ 業務

執行すべき事務は、地教行法第23条で定められており、その主な内容は、次のとおりである。

- (ア) 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
- (イ) 学校等の教育財産の管理に関すること。
- (ウ) 教職員の人事に関すること。
- (エ) 児童、生徒及び幼児の就学、入学、転学及び退学に関すること。
- (オ) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

- (カ) 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- (キ) 校舎等の施設及び設備の整備に関する事。
- (ク) 教育関係職員の研修に関する事。
- (ケ) 教育関係職員、生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利厚生に関する事。
- (コ) 学校等の環境衛生に関する事。
- (サ) 学校給食に関する事。
- (シ) 社会教育に関する事。
- (ス) スポーツに関する事。
- (セ) 文化財の保護に関する事。
- (ソ) その他地方公共団体の区域内における教育に関する事。

(2) 委員会等の開催状況等

ア 教育委員会

月1回開催する教育委員会定例会のほか、必要に応じ、教育委員会臨時会を開催している。
平成20年度は、教育委員会定例会を12回、教育委員会臨時会を2回、合計14回開催した。

イ 委員協議会

教育委員による議案の事前審議や意思形成過程の教育施策等についての研究協議のため、原則、毎月第1月曜日(4月、5月及び1月を除く。)に開催している。平成20年度は、委員協議会を7回開催した。

ウ 学校訪問

県内各地で開催される教育懇談会及び各種式典への出席、視察等で県内の公立学校を訪問している。そのほか、個別の教育委員による学校訪問を行っている。平成20年度は、学校訪問を20回実施した。

エ その他

県小学校長会、中学校長会等の総会への出席、公所長等会議、県立学校長会議等の会議への出席、全国都道府県教育委員会連合会総会及び北部ブロック道県教育委員協議会等への出席、東北6県教育委員・教育長研修会等の研修への参加、学校以外の各種行事への出席、各種団体合会への来賓出席、地域団体又はPTA団体からの講演依頼への対応、県議会への出席(委員長)等がある。

オ 平成20年度の教育委員会定例会への平均出席率は、97.1パーセントとなっている。

(3) 委員報酬

委員報酬は、条例に基づき、委員長月額189,000円、委員長職務代理者月額182,000円、委員月額171,000円となっている。
なお、平成20年度以降、各委員とも5パーセント減額され、委員長月額179,550円、委員長職務代理者月額172,900円、委員月額162,450円となっている。

平成20年度の支給額は、1人当たり最低で974,700円、最高で2,154,600円であり、支給総額は、10,199,628円である。
ただし、年度途中で就任又は退任した委員を除くと、1人当たり最低額は1,949,400円となる。

勤務日数は、最低15日、最高77日で、1日当たりの報酬額は、最低で27,982円、最高で69,160円である。ただし、年度途中で就任又は退任した委員を除くと、勤務日数の最低は、32日となる。

(4) 委員会等への出席以外の職務

委員会等への出席以外に、委員は事前送付する委員会議や委員協議会の資料の事前勉強、式典のあいさつ文等の推敲、関係図書による自己研鑽、講演依頼の受託及び内容検討等を行っている。

3 選挙管理委員会

(1) 組織及び業務

ア 根拠規定等

法第181条第1項の規定により、選挙事務を執行する機関として、地方公共団体の長から独立して自ら決定権をもつ選挙管理委員会が設置されている。

委員会は、法第181条第2項及び第180条の5第5項の規定により4人の非常勤の委員で組織されている。

その任期は、法第183条第1項の規定により4年となっている。

イ 業務

執行すべき事務は、法第186条で定められており、その主な内容は、次のとおりである。

(ア) 選挙に関する事務

- a 県知事又は県議会議員の選挙に関すること。
- b 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関すること。
- c 海区漁業調整委員会委員の選挙に関すること。

(イ) 選挙に関係のある事務

- a 選挙又は当選の争訟に関すること。
- b 直接請求に関すること。
- c 最高裁判所裁判官国民審査に関すること。
- d 日本国憲法の改正手続に係る国民投票に関すること。

(2) 委員会等の開催状況等

ア 選挙管理委員会

月1回開催する定例会のほか、必要に応じ、臨時会を開催している。

平成20年度は、定例会12回、臨時会1回、合計13回開催した。

平成20年度の定例会等への平均出席率は、92.3パーセントとなっている。

イ 会議等

都道府県選挙管理委員会連合会総会、都道府県選挙管理委員会連合会北海道・東北支会総会・研究協議会、岩手県市町村選挙管理委員会連合会総会、岩手県明るい選挙推進協議会総会、明るい選挙啓発ポスター審査会等関係団体の会議等に委員が出席している。

平成20年度は、6件の会議等に出席した。

(3) 委員報酬

委員報酬は、条例に基づき、委員長月額189,000円、その他の委員月額171,000円となっている。

なお、平成20年度以降、各委員とも5パーセント減額され、委員長月額179,550円、委員月額162,450円となっている。

平成20年度の支給額は、1人当たり最低で790,590円、最高で2,154,600円であり、支給総額は、8,002,800円である。ただし、11月に委員改選があったため、最低額は、5か月間在任した新委員の金額であり、12か月間在任した委員は1名のみで、その支給額は2,154,600円である。

勤務日数は、最低6日、最高18日である。最低日数は、5か月間在任した新委員の日数である。

また、1日当たりの報酬額は、最低で89,139円、最高で131,765円である。

(4) 委員会等への出席以外の職務

委員会等への出席以外に、委員長は月1回から2回程度、県庁内の事務局又は委員長の事務所において各種書類の決裁がある。

4 人事委員会

(1) 組織及び業務

ア 根拠規定等

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第7条第1項の規定により、中立的かつ専門的な人事機関として、地方公共団体の長から独立して自ら決定権をもつ人事委員会が設置されている。

定数は、地公法第9条の2第1項に基づき3人と規定されている。

任期は、地公法第9条の2第10項の規定により4年となっている。

イ 業務

執行すべき事務は、地公法第8条第1項で定められており、その主な内容は、次のとおりである。

- (ア) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (イ) 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (ウ) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (エ) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (オ) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (カ) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (キ) 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。
- (ク) 職員の給与が地公法及びこれに基づく県条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。
- (ケ) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (コ) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- (サ) 前各号に掲げるもののほか、職員の苦情を処理すること及び法律又は県条例に基づきその権限に属せしめられた事務を行うこと。

(2) 委員会等の開催状況等

ア 人事委員会

月2回開催する定例会のほか、必要に応じ、臨時会を開催している。

平成20年度は、定例会21回、臨時会7回、合計28回開催した。

イ 職員採用面接

県職員採用第二次面接の面接官として、平成20年度は、延べ9日間面接を行った。

ウ 人事委員会委員による現場職員の声を聴く会

現場職員の現状を把握するため、人事委員会委員による現場職員の声を聴く会を平成20年度は、2回開催している。

エ 県外会議及び研修

全国人事委員会連合会総会や全国公平審査事務研修会等県外で開催された会議等に出席している。平成20年度は、延べ7日出席した。

オ その他

職員等による処分に対する不服申立てに関する口頭審理や県職員の給与勧告及び県議会への出席のため、平成20年度は、延べ7日出席した。

カ 平成20年度の人事委員会への平均出席率は、97.6パーセントとなっている。

(3) 委員報酬

委員報酬は、条例に基づき、委員長月額189,000円、委員月額171,000円となっている。

なお、平成20年度以降、各委員とも5パーセント減額され、委員長月額179,550円、委員月額162,450円となっている。

平成20年度の支給額は、1人当たり最低で1,949,400円、最高で2,154,600円であり、支給総額は、6,053,400円である。

勤務日数は、最低32日、最高45日で、1日当たりの報酬額は、最低で47,880円、最高で60,919円である。

(4) 委員会等への出席以外の職務

委員会等への出席以外に、委員は案件に係る事前準備及び事後検討、人事行政に関連する情報収集及び自己研鑽等を行

っている。

5 労働委員会

(1) 組織及び業務

ア 根拠規定等

法第180条の5第2項及び労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第1項の規定により、労使紛争を解決するための専門的な行政機関として、地方公共団体の長から独立して自ら決定権をもつ労働委員会が設置されている。

定数は、労働組合法第19条の12第2項において使用者委員、労働者委員及び公益委員各5人と規定されているが、同項ただし書において、条例で定めるところにより各委員に2人を加えた7人の委員で組織することができることとされている。

なお、本県では、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第25条の2及び別表第3により各委員5人、計15人としている。

任期は、労働組合法第19条の5第1項の規定により2年となっている。

イ 業務

執行すべき事務は、法第202条の2第3項、労働組合法第20条等で定められており、その主な内容は、次のとおりである。

- (ア) 労働組合の資格審査に関すること。
- (イ) 地方公営企業及び特定地方独立行政法人に係る労働組合の非組合員の範囲についての認定及び告示に関すること。
- (ウ) 不当労働行為に関すること。
- (エ) 労働協約の一般的拘束力に係る地域的適用の決議に関すること。
- (オ) 公益事業に係る争議行為予告通知義務違反に関する公訴の請求に関すること。
- (カ) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。
- (キ) 争議行為の発生届及び公益事業に係る争議行為予告通知に関すること。
- (ク) 労働争議の実情調査に関すること。
- (ケ) 職業安定所に対する争議に係る通報に関すること。
- (コ) 個別労働関係紛争の解決の促進に関すること。

(2) 委員会等の開催状況等

ア 労働委員会総会

月1回開催する定例総会のほか、必要に応じ、臨時総会を開催している。

平成20年度は、定例総会12回、臨時総会2回、合計14回開催した。

イ 公益委員会議

労働組合の資格に関する事項、不当労働行為に関する事項等を審議決定するため、会長が必要に応じて招集する。

平成20年度は、3回開催した。

ウ 労働相談会

県内の潜在する労働相談需要に対応すること及び労働委員会を県民に広く周知し、あっせん制度の利用機会を拡大することを目的に、使用者委員、労働委員及び公益委員各1名、計3名1組の相談体制で開催する。

平成20年度は、1回開催した。

エ 各種協議会、研究会、研修会等

全国労働委員会連絡協議会総会、全国労働委員会会長会議、北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会、会長連絡会議等がある。

平成20年度は、各種協議会に6回、研究会に2回、研修会に1回出席した。

オ 平成20年度の労働委員会総会への平均出席率は、84.1パーセントとなっている。

(3) 委員報酬

委員報酬は、会長月額189,000円、会長代理月額182,000円、公益委員月額166,000円、使用者委員及び労働者委員月額

151,000円となっている。

なお、平成20年度以降、各委員とも5パーセント減額され、会長月額179,550円、会長代理月額172,900円、公益委員月額157,700円、使用者委員及び労働者委員月額143,450円となっている。

平成20年度の支給額は、1人当たり最低で946,200円、最高で2,154,600円であり、支給総額は、27,120,600円である。

ただし、年度途中で就任又は退任した委員を除くと、1人当たり最低支給額は、1,721,400円となる。

勤務日数は、最低5日、最高31日で、1日当たりの報酬額は、最低で69,503円、最高で189,240円である。ただし、年度途中で就任又は退任した委員を除くと、勤務日数の最低勤務日数は、11日となる。

(4) 委員会等への出席以外の職務

委員会等への出席以外に、委員は審査等に当たり、申立人等提出の書証の読み込み、調査・合議に係る事務局との打合せ及び指示、参考判例の調査、和解案及び命令書案等の検討を行っている。

また、労働争議の調整事件の申請があった場合は、会長及び各側幹事委員と事務局との間で、電話、ファックス、自宅に訪問する等の方法で、複数回の協議及び打合せをしている。

6 収用委員会

(1) 組織及び業務

ア 根拠規定等

土地収用法（昭和26年法律第219号）第51条第1項の規定により、同法に基づく権限を行うため、都道府県知事の所轄の下に収用委員会が設置されており、同条第2項の規定により、独立してその職権を行うことが保障されている。

定数は、土地収用法第52条第1項の規定により7人となっている。

任期は、土地収用法第53条第1項の規定により3年となっており、同条第4項の規定により再任されることができる。

イ 業務

土地収用法に規定されている土地収用制度とは、特定の公共事業のため、土地所有者の意思に反して、強制的に、国、県、市町村等（起業者）に土地や建物等を取得することを可能にするものである。

収用委員会が執行すべき事務の主な内容は、次のとおりであり、個人の財産権の制約に関わる重い判断（裁決）をしなければならないことから、継続的かつ慎重な業務執行が求められる。

(ア) 裁決申請の受理

(イ) 裁決手続の開始決定

(ウ) 審理

(エ) 裁決

(オ) 協議の確認

(カ) 裁決に関する争訟への対応

(キ) 和解調書の作成

(2) 委員会等の開催状況等

ア 収用委員会

月1回開催する定例会のほか、必要に応じ、臨時会を開催している。

平成20年度は、定例会12回を開催し、臨時会の開催はなかった。

イ 全国収用委員会連絡協議会の用務

総会（年1回）及び研究会（年2回）、東北・北海道連絡協議会（年1回）へ参加した。

ウ 平成20年度の収用委員会への平均出席率は、97.6パーセントとなっている。

(3) 委員報酬

委員報酬は、条例に基づき会長月額189,000円、委員月額171,000円となっている。

なお、平成21年度以降、各委員とも5パーセント減額され、会長月額179,550円、委員月額162,450円となっている。

平成20年度の支給額は、1人当たり最低で1,333,800円、最高で1,487,700円であり、支給総額は、9,490,500円である。
勤務日数は、最低12日、最高16日で、1日当たりの報酬額は、最低で83,363円、最高で111,150円である。

(4) 委員会等への出席以外の職務

収用の裁決申請があった場合、委員は委員会等の会議の場において合議制で検討するほか、日頃から在宅で事件の検討をしたり、事務局と事件進行（審理進行及び鑑定手続）のための打ち合わせを行う等している。

7 内水面漁場管理委員会

(1) 組織及び業務

ア 根拠規定等

漁業法第1条の内容である「水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図る」という目的を達成するため、同法第130条第1項の規定により、都道府県の漁業調整機構の運用を図る行政委員会として内水面漁場管理委員会が設置されており、都道府県知事の監督下にあるものの、独立性を担保されて、一定の行政権のみならず準立法的機能及び準司法的機能を有している。

定数は、漁業法第131条により知事選任委員10人と規定されている。

任期は、漁業法第132条において準用する同法第98条第1項の規定により4年となっている。

イ 業務

所掌事項は、漁業法第130条第3項で「内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する」と定められている。

執行すべき事務は、漁業法、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）及び岩手県内水面漁業調整規則（昭和47年岩手県規則第88号）に定められた事項であり、その主な内容は、次のとおりである。

(ア) 諮問事項に関すること。

(イ) 建議事項に関すること。

(ウ) 決定事項に関すること。

a 裁定に関すること。

b 指示に関すること。

c 認定に関すること。

(エ) その他の重要事項に関すること。

a 公聴会の開催に関すること。

b 意見の聴取に関すること。

(2) 委員会等の開催状況等

ア 内水面漁場管理委員会

年3回程度開催している。

平成20年度は、3回開催した。

イ 内水面漁場管理委員会勉強会

全国的な話題及び試験研究開発成果の情報共有を目的に開催しており、平成20年度は、1回開催した。

ウ 全国会議

委員会の全国団体である全国内水面漁場管理委員会連合会の会議に出席している。

平成20年度は、通常総会及び東日本ブロック協議会に出席した。

エ 平成20年度の内水面漁場管理委員会への平均出席率は、90パーセントとなっている。

(3) 委員報酬

委員報酬は、会長月額28,000円、委員月額25,000円となっている。

なお、平成20年度以降、各委員とも5パーセント減額され、会長月額26,600円、委員月額23,750円となっている。

平成20年度の支給額は、1人当たり最低で95,000円、最高で317,729円であり、支給総額は、2,597,729円である。ただし、委員改選により年度途中で就任又は退任した委員を除くと、1人当たり最低額は、285,000円となる。

勤務日数は、最低1日、最高6日で、1日当たりの報酬額は、最低で47,500円、最高で190,000円である。ただし、委員改選により年度途中で就任又は退任した委員を除くと、勤務日数の最低は、2日となる。

(4) 委員会等への出席以外の職務

委員会等への出席以外に、委員は県からの個別案件に関する照会、相談に対し、随時、助言を行っている。

8 海区漁業調整委員会

(1) 組織及び業務

ア 根拠規定等

漁業法第1条の内容である「水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図る」という目的を達成するため、同法第84条第1項の規定により、都道府県の漁業調整機構の運用を図る行政委員会として海区漁業調整委員会が設置されており、都道府県知事の監督下にあるものの、独立性を担保されて、一定の行政権のみならず準立法的機能及び準司法的機能を有している。

定数は、漁業法第85条第3項により、公選委員（漁民委員）9人、知事選任委員である学識経験委員4人、同じく公益代表委員2人の計15人と規定されている。

任期は、漁業法第98条第1項の規定により4年となっている。

イ 業務

所掌事項は、漁業法第83条で「漁業調整委員会は、その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する」と定められている。

執行すべき事務は、漁業法、水産資源保護法、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）及び岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）に定められた事項であり、その主な内容は、次のとおりである。

(ア) 諮問事項に関すること。

(イ) 建議事項に関すること。

(ウ) 決定事項に関すること。

a 裁定に関すること。

b 指示に関すること。

c 認定に関すること。

(エ) その他の重要事項に関すること。

a 公聴会の開催に関すること。

b 意見の聴取に関すること。

(2) 委員会等の開催状況等

ア 海区漁業調整委員会

付議する議題により年4回から7回程度開催している。

平成20年度は、7回開催した。

イ 公聴会

5年に一度の漁業権免許切替え年度に開催しており、平成20年度は、2回開催した。

ウ 岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会

岩手・宮城両県海区についての相互理解を深め合い、意見交換を行うことを目的に輪番制で開催しており、平成20年度は、1回開催した。

エ 全国会議

委員会の全国団体である全国海区漁業調整委員会連合会の会議に出席している。

平成20年度は、通常総会及び東日本ブロック会議に出席した。

オ 平成20年度の海区漁業調整委員会への平均出席率は、88パーセントとなっている。

(3) 委員報酬

委員報酬は、会長月額57,000円、委員月額45,000円となっている。

なお、平成20年度以降、各委員とも5パーセント減額され、会長月額54,150円、委員月額42,750円となっている。

平成20年度の支給額は、1人当たり最低で180,653円、最高で513,000円であり、支給総額は、7,495,767円である。ただし、8月に委員改選があったため、最低額は、5か月間在任した旧委員の金額であり、12か月間在任した委員は5名で、その支給額は1人当たり513,000円である。

勤務日数は、最低0日、最高8日で、1日当たりの報酬額は、最低で52,162円、最高で180,653円である。ただし、委員改選により年度途中で就任又は退任した委員を除くと、勤務日数の最低は、4日となる。

(4) 委員会等への出席等以外の職務

委員会等への出席以外に、委員は県からの個別案件に関する照会及び相談に対し、随時、助言を行っている。

第6 監査の結果

1 認定した事実

(1) 教育委員会

教育委員会の組織及び業務、委員会等の開催状況等及び委員報酬については、第5の2(1)から(3)までのとおりであることを確認し、認定した。

なお、第5の2(3)の勤務日数には自宅等での事前準備、自己研鑽等の日数は除外してある。以下において同様である。

(2) 選挙管理委員会

選挙管理委員会の組織及び業務、委員会等の開催状況等及び委員報酬については、第5の3(1)から(3)までのとおりであることを確認し、認定した。

(3) 人事委員会

人事委員会の組織及び業務、委員会等の開催状況等及び委員報酬については、第5の4(1)から(3)までのとおりであることを確認し、認定した。

(4) 労働委員会

労働委員会の組織及び業務、委員会等の開催状況等及び委員報酬については、第5の5(1)から(3)までのとおりであることを確認し、認定した。

(5) 収用委員会

収用委員会の組織及び業務、委員会等の開催状況等及び委員報酬については、第5の6(1)から(3)までのとおりであることを確認し、認定した。

(6) 内水面漁場管理委員会

内水面漁場管理委員会の組織及び業務、委員会等の開催状況等及び委員報酬については、第5の7(1)から(3)までのとおりであることを確認し、認定した。

(7) 海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会の組織及び業務、委員会等の開催状況等及び委員報酬については、第5の8(1)から(3)までのとおりであることを確認し、認定した。

以上、関係行政委員会((1)から(7)まで)に係る事実を認定した。

なお、これまでの判例によると非常勤行政委員の報酬を月額報酬とした条例について、法律に違反していると判断した大阪高等裁判所判決(平成22年4月27日、上告中)や適法と判断した神戸地方裁判所判決(同日、控訴中)等があり、司法の判断は分かれている状況にある。

2 判断

(1) 法第203条の2第2項の趣旨及びただし書の裁量の範囲

法第203条の2第2項本文が非常勤職員の報酬を原則としてその勤務日数に応じて支給することとした理由は、その報酬が役務の提供に対する対価であり、勤務の量に応じて支給されるべきものであるためと解される。

ところで、同条第1項の職員には多種多様なものが含まれており、その職務の内容や性質等によっては、当該非常勤職員が提供する役務を勤務日数のみによって評価することは相当ではなく、かえって月額又は年額報酬を支給することが適切な場合もあると考えられることから、同条第2項ただし書で、条例をもって特別の定めをすることを認めている。

同項ただし書は、どのような場合に特別の定めを置くことができるかについて特に規定していないが、これは非常勤職員及びその職務内容は多種多様であることから一概にどのような職員に対し、どのような場合に月額又は年額報酬を支給するのがふさわしいかを定めることが相当ではなく、各普通地方公共団体の議会が、各非常勤職員の職務の実情に応じて判断すべきものであるためと解される。

請求人は非常勤職員の勤務実態が常勤の職員と異なる場合や勤務量の実態を把握することが困難な場合等の特別な場合について、条例の特別な定めにより、月額又は年額による報酬の支給を可能にしたものと主張するが、条文上そのような制限は明示されていない。

また、同項ただし書の制定経緯を見ると、「これらの委員(教育委員会等の委員)の方々は、主として特別職に属する方々でございますので、特に府県市町村等の地方公共団体において、条例をもって勤務日数に応じて支給する方法と別の方法をもってこれらの報酬を支給する方法を定められた場合においては、その条例によるものであるというようなただし書をここに挿入することが適当と存じまして、ただし書を規定いたしました次第であります。」(昭和31年5月15日衆議院地方行政委員会 鈴木直人議員)と修正の趣旨が説明されており、このことから行政委員会の委員について日額制以外の報酬支給方法が許される余地は少ないということとはできず、原則として普通地方公共団体の議会の裁量に属するものというべきである。

(2) 条例第3条第1項又は別表第1の違法性の有無について

本件各委員は、いずれも長の部局から職務上独立して職務を行う執行機関の構成員として、法令上広範かつ重要な職務権限を行使するとともに、所管する行政運営について直接責任を負う立場にあること及び本件各委員の中には、公正性や中立性を確保するため、法令により、任期中を通じて、一定の活動の制限や服務上の義務が課されていることが認められる。さらに、県側の主張のとおり、本件各委員は委員会の定例会等への出席以外にもその活動として県議会や委員会活動に関連する公式・非公式の各種行事等に出席していること及び委員会の会議等の開催前後に資料や議案の検討に相当の時間を割いていることがうかがえる。

また、行政委員の報酬については、全国の都道府県のほとんどで月額制が採用されており、報酬の額についても一般職の給与改定に合わせて減額する等、適時見直されている。

したがって、岩手県議会が、本件各委員について、委員会の会議等への出席日数という勤務日数に応じて報酬を支給するよりも月額報酬を支給することが相当と判断し、条例を制定したことが立法裁量の範囲を逸脱濫用したものであるということとはできず、条例第3条第1項又は別表第1が法第203条の2第2項の規定又はその趣旨に明らかに反しているとは認められず、無効であると解することはできない。

3 結論

以上のことから、本件各委員に対して月額報酬を支給することは、法第204条の2の規定に違反するものとは認められず、違法な公金の支出には当たらない。

意見

非常勤行政委員の月額報酬問題については、本県を含め10数都府県において住民監査請求が提出され、その後、住民訴訟となっている例も見られ、司法の判断も分かれている状況にある。

こうした状況にかんがみ、知事においては行政委員会の委員の職責や職務の実態、他の都道府県の状況等を踏まえ、報酬のあり

方について検証し、及び検討されたい。